

メンタルヘルスを考える(Part 33)

社会保険労務士・産業カウンセラー 沖 利彦

自殺について④

＜職場全体への事後対応（ケア）の流れ＞

① 関係者の反応が把握できる人数でなるべく早い段階で集まる

直後の慌しい状態でケアを行っても、それを受け入れるだけの準備ができていないことも多いので、ケアを受け入れる準備ができていのかどうかを検討しましょう。

ケアを始める前に、自殺が起こった状況（概要）を把握しておき、これから対処しようとする人々の状態を掴んでおきます。

多人数に対してケアを行う場合はグループに分けます。理想は1グループ10人位です。20人以上になると、事実を知らされた人の反応を的確に捉えることが難しくなってしまうからです。その際、補佐役を置き、グループ全体の反応を見るのも良い方法です。

また、誰が行うのかも重要です。利害関係がなく、経験が豊富な専門家の協力を得るのが理想ですが、それが難しい場合は、職場で責任のある立場の人やメンタルヘルス担当者が、以下に挙げるような流れで行います。

② 自殺についての事実を中立的な立場で伝える

隠そうとしたところで、噂や憶測であつという間に全員に自殺の事実は知れ渡ってしまうものです。衝撃的な事実ではありますが、事実を淡々と伝え、動揺している人に対して個別に働きかけていくことが良いでしょう。

伝える際は「淡々と」伝えます。故人を非難したり、貶めるような発言をしてはなりません。逆に過剰に美化するような発言も良くありません。

③ 率直な感情を表現する機会を与える

これは事後対応の重要な目的です。知人の自殺を知ったとき、私たちはつい何事もなかったかのように振舞ったり、時が過ぎることだけが問題を解決する方法であると考えがちです。しかし、その間にも遺された人は衝撃を受けて、心の問題が表れることがあります。

故人と何らかのつながりのある人たちが集まり、互いに率直な気持ちを語り合い分かち合うことで、自分だけが複雑な感情を持っているのではないことが分かり、心の負担が軽くなったと感じる人は少なくありません。

ただし、自分の感情を率直に出せない人もいますので、その場では「話す自由・話さない自由」を保証します。

④ 知人の自殺を経験したときに起こりうる反応や症状を説明する

メンタルヘルスの知識が少ない人の中は、知人の自殺を知ったときの様々な反応を「自分だけに起こっている異常な反応だ」と思い、誰にも相談できずに悩んでいることがあります。2月号＜遺された人々の示す反応＞に挙げたようなことを、理解しやすい言葉で説明します。

⑤ 希望者には、個別に相談する機会を与える

③で自分の感情を十分に表現できなかつたと感じ、個別に話を聴いて欲しいと思う人もいます。

そのような人には、可能な限り早い段階で専門家に話を聴いてもらう、あるいは助言を受ける機会を与えます。時期を逃さないよう注意して下さい。

⑥ 自殺に影響を受ける可能性のある人に働きかける

知人が自殺をしたという事実は、残された人に影響を及ぼします。とりわけ、故人と強い絆があった人等、深刻な影響を受ける可能性のある人に対しては、助けを求めてくるのを待つのではなく、積極的に働きかけ、場合によっては家族等との協力体制を築く必要があります。

＜遺族への対応について＞

① 誠心誠意対応する

遺族は複雑な感情に支配されているため、対応している担当者に、あからさまに怒りをぶつけてくることもあります。遺族の訴えにも耳を傾けつつ、職場の大切な仲間を失った悲しみを誠心誠意伝え、哀悼の意を共有します。また、遺族から質問が出された場合は、おごりな対応をせず、誠実に冷静に事実を伝えて下さい。

② 心身両面のケア

社員同様、遺族にも心身の不調が出てくる可能性がありますので、必要に応じて専門家の相談を受けられることを伝えておきます。

ただし、遺族が自殺の原因を業務だと思っている場合は、職場からの申し出が拒まれることもあります。その場合は、遺族のキーパーソンに遺族を見守ってもらうという方法もあります。

③ 日常生活の手続を助ける

遺族として行うべき様々な手続の方法が分からない、あるいは手続を行うだけの気力を失っている可能性があります。

そのような場合は、生活していく上で必要な様々な手続の援助をすることも、遺族へのケアとして大切です。

④ 故人をいつまでも忘れないことを折に触れて伝える

自殺による悲しみは、病死や事故死よりも、傷が癒えるのに時間がかかります。自殺が起こった直後の対応だけではなく、故人を忘れないでいることを伝えることが、遺族にとって最大の励ましになることが多いです。

実は、遺族への対応で一番大事なのはこれだと言っても過言ではありません。ひとりひとりの大切さを伝えることは、遺族にとっても、一緒に働いていた仲間にとっても、大きな意味を持つのです。

最後に、今回述べた対応は事後対応の原則です。いつどのような場合にでも当てはまるとは限りません。

置かれた状況を考えた上で、この項目はそっくりそのまま使って良いのか、修正が必要なのか、そもそも使えないのかを検討するたたき台としてご活用下さい。（つづく）



「行政書士の事件簿」

行政書士 鎌田 勝典

「離婚協議が整わないうちに、勝手に離婚届を提出されてしまった」

【簡単に受理される離婚届】

最近、立て続けに離婚に絡む相談を2件受けました。いずれも勝手に離婚届を提出されてしまったという話です。1件目は、「妻が勝手に離婚届を出して行方が分からなくなってしまった。離婚届の2人の証人は実在の人物ではない。区役所に『自分はサインしていない』と言ったが、『家庭裁判所に調停を申し込んでください』と言われ、調停を申し込んだが、妻が調停の場に現れず、住所も教えてくれないので途方に暮れています」という話。

2件目は、女性からの相談。「20年近く別居している夫と、財産分与など離婚協議をしている最中に、突然夫が市役所に離婚届を出したようで、市役所から真偽を確かめる通知文が届きました。どうしたらいいのでしょうか？」という相談です。

実は、離婚届は書式さえ整っていれば役所は受理してしまいます。印鑑は三文判でよく、印鑑証明も不要です。夫婦がそろって役所に行く必要もなく、本人の筆跡かどうかは調査されないのです。離婚協議の最中に勝手に離婚届を出されてしまったとか、ケンカした勢いで離婚届にサインしてしまったがその後離婚の意志がなくなった、などのトラブルは意外と多いのです。

【離婚届不受理申出制度】

こうした事態を防ぐために設けられているのが離婚届不受理申出という制度です。不受理制度は、離婚の意志のない方、いったん届書に署名したがその意志を翻した方が、自分の意志のない届出がされる恐れがある場合に、市町村長に届出を受理しないよう申し出を行うものです。

不受理申出の制度を知らず、または間に合わず、離婚届が勝手に提出され受理されてしまうと、離婚の効力が発生します。離婚届の偽造は刑法に触れる犯罪ではあるものの、役所は戸籍に記載された「離婚」を勝手に取り消せないのです。この場合、家庭裁判所に離婚無効の調停を申し立てます。相手が非を認め、双方が合意すれば離婚は無効となるのですが、相手が非を認めない場合は調停不成立となります。そうすると、地方裁判所・家庭裁判所に離婚無効の確認を求める訴訟を起こすことになります。

さて、1件目の相談者はあきらめて離婚をしむべ承諾せざるを得なくなったようです。2件目の相談者は不受理申出を行い、財産分与も含めた離婚協議を再開したとのこと。

黒子とグレ子の「税金おとな相談室」(第13回)

■もうちょっと確定申告

このコラムも1年経ちました。つまらない戯言に目を向けていただいて、感謝しております。といっても、この先もあまり面白くはなりません(泣)。

さて、もう一つの確定申告『消費税』があります。

不動産所得や事業所得があった方、2年前に売上が1千万円を超えていませんか？

消費税は2年前の対象売上金額(課税売上)を基準に、今年が課税か免税かが決まります。今年だと、19年の売上ですね。

事業所得の場合、通常ほとんどの売上が課税売上になります。雑収入も含まれます。

不動産所得の場合、駐車場や店舗などを賃貸している場合、課税売上となります。居住用途のマンション・住宅は非課税となります。

また、忘れがちなのが譲渡所得。持っていた課税対象物件を売却した場合、その金額が基準に含まれてしまいます。そして、消費税の課税される年に譲渡があった場合も、消費税の納税金額に影響してきます。

不動産所得のある方は、償却資産税にも注意です。

修繕費だと思っていたのに、確定申告で税理士から「資産計上します」と言われた支出はありませんか？

償却資産税の申告期限は1月末ですが、確定申告で修正が発生した場合、速やかに修正申告を出しましょう。

たまに、住民税の申告書が届く方がいます。確定申告を税務署に提出している場合、その内容が市町村にも報告されますので、提出は不要です。

では最後に、振替納税の日付をお知らせ。

所得税：4/22(木) 消費税：4/27(火)



税理士 関根 忍